

[事案 25-101] 特別配当金支払請求

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集資料の記載を根拠に、特別配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月に契約し、平成 10 年 12 月に満期を迎えた一時払養老保険について、ご契約のしおりに「現行は、10 年以上継続のご契約について、特別配当がつきます」との記載があることから、特別配当金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の配当金の支払いについて定める定款・約款においては、「決算において剰余金を生じた場合にのみ配当金が支払われる」と規定されており、必ずこれを支払う定めにはなっていない。
- (2) ご契約のしおりの記載は、契約時の直近決算による特別配当金の支払状況を説明しているもので、将来の支払いを約束しているものではない。
- (3) 本契約の満期時の直前の決算の結果、本契約には特別配当金の割当がなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 保険契約は附合契約であり、定款・約款の記載にしたがって契約内容が定められるものである。
2. 本契約の定款によれば、「決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、社員配当準備金等に積み立てる」「社員配当準備金は保険約款に定める方法に従って分配される」、と定められている。
3. 本契約の約款には、「主務大臣の認可を得た方法により、社員配当準備金のうちから支払うべき社員配当金を計算し、通常の社員配当金の支払いとは別に、契約日から所定年数を経過した保険契約に対して、保険会社の定める所により社員配当金を支払うことがある」との「特別配当金」の定めがある。
4. 以上のとおり、特別配当金は、決算において剰余金が生じたときに積み立てられる社員配当準備金を原資に支払いがされるものであり、必ず支払われるというものではない。特別配当金の支払いは毎年度の決算数値に左右されるものであり、特別配当金の支払いが出来るだけの十分な剰余金が確保できない場合には、保険会社は特別配当金を支払うことはできない。
5. ご契約のしおりに、「現行は、」と記載されているとおり、本契約の契約時において 10 年以上継続の保険契約について特別配当が支払われているという当時の状況について説明したに過ぎず、保険会社に対して、将来の特別配当の支払い義務を定めたものと認めることはできない。